

総務文教常任委員会委員長報告

(2 7 . 1 2 . 1 8)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)所管分について、その主な内容は、人事異動等に伴い、各費目の職員人件費を補正するとともに、総務費では、ふるさと力向上寄附金の増加に伴う返礼品の増額補正、教育費では、さる8月21日に実施した子ども議会で、子ども議員からも多くの質問が出されていましたが、小学校のトイレの老朽化に伴う修繕経費や、特別支援学級への新入生受入れのための施設改修経費の増額補正、私立幼稚園就園奨励費等の増加見込みに伴う補助金の増額補正であります。

また、債務負担行為については、計画的な事務執行を進めるため、七谷川野外活動センター管理経費などについて設定されております。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案及び第9号議案については、宮川財産区、河原尻財産区特別会計のそれぞれの補正予算であります。いずれも、地域振興のための繰出金の増額補正等であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、亀岡市行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号
の独自事務利用、同一機関での情報連携利用並びに、市と教育委員会と
の間での特定個人情報の照会及び提供に関し、必要な事項を定めるもの
であります。

マイナンバー制度の凍結・廃止を求める立場から、当該制度に関連し
て、所要の規定整備を行うこととしている本条例案に対して、反対の討
論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと
決定しました。

なお、マイナンバー制度に係る市民への周知徹底と併せ、特定個人情
報の取扱いについて、より慎重に対応され、セキュリティ対策や職員の
守秘義務の徹底等について、万全を期されるよう望むものであります。

次に、第11号議案、**亀岡市税条例等の一部改正**については、納税者
の負担軽減と、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税
における猶予制度の見直しにより、徴収及び換価の猶予規定を定めるも
のであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべき
ものと決定しました。

次に、第12号議案、**亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する
条例の一部を改正する条例の一部改正**については、放課後児童健全育成
事業の対象児童に係る経過措置について、その対象となる学年を、平成
28年度から、小学校の長期休業日に限り、第5学年まで拡大しようと

するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案、京都地方税機構規約の変更については、京都地方税機構が処理する事務に、新たに軽自動車税の申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するとともに、その事務に要する経費に関し、構成団体間の負担割合を定めるため、規約の一部を変更することとして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の規約変更について、市の課税自主権を侵害するものであるとして、反対の討論がありました。採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第16議案及び第17号議案については、七谷川野外活動センターや市内6箇所の市営球技場について、その施設管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案、財産の処分については、市営住宅つつじヶ丘団地跡地の売払いに関わって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

総務文教常任委員会

予算関係

一般会計補正予算（第3号）

・ 学校施設管理経費

（小学校）

680万円増額

8月21日に実施の子ども議会でも多くの質問が出されていた、小学校のトイレの老朽化に伴う修繕経費や、特別支援学級への新生受入れのための施設改修経費等についての増額補正。

全員賛成

条例関係

・ 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

平成28年1月からマイナンバーの利用が

開始されるにあたり、個人番号の独自事務利用、同一機関での情報連携利用、また、市と教育委員会との間での特定個人情報照会及び提供に関し、必要な事項を定めるもの。

【反対討論】

マイナンバー制度の凍結・廃止を求める立場から、当該制度に関連して所要の規定整備を行うこととしている本条例案に反対。

（指摘要望事項）

マイナンバー制度に係る市民への周知徹底と併せ、特定個人情報のセキュリティ対策や、職員の守秘義務の徹底等について万全を期されたい。

賛成多数

・ 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

放課後児童健全育成

事業の対象児童に係る経過措置について、その対象となる学年を、平成28年度から、小学校の長期休業日に限り、第5学年まで拡大しようとするもの。

（主な質疑）

問 条例の施行が平成28年4月1日からとなつていますが、新5年生は4月1日から入会できるのか。

答 そのとおりである。

問 入会の募集時期は。

答 平成28年2月頃

までに募集を行いたいと考えている

問 対象学年の拡大に伴う支援員の配置等については、どのように考えているのか。

答 対象人数に合わせ

て支援員を配置するとともに、場所の確保については、必要に応じて、特別教室の利用も含めて、適正な措置に努めたい。

全員賛成